



法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性：国際商事仲裁実務の視点から

中村，達也

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 04/29J

(Issue Date)

2004-12

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100051>



CDAMS ディスカッションペーパー
04/29J
2004年12月

法学部・法科大学院における
仲裁教育の可能性
国際商事仲裁実務の視点から

中村達也

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

2004年12月15日

法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性
国際商事仲裁実務の視点から

国土館大学/日本商事仲裁協会
中村達也

1. はじめに

仲裁は訴訟に代替する紛争解決手続であるが、特に国際商事紛争の解決には訴訟にはない利点があることから¹、世界的に仲裁が広く利用されている。しかし、わが国では、仲裁制度に対する一般的な認識・理解が低く、諸外国に比べても、仲裁が十分に利用されていない状況にある²。その要因の1つとして、明治23年に制定された民事訴訟法第8編の仲裁手続がその制定後1世紀以上もの間改正されることがなく、法整備の不備が指摘されてきたが、今般の司法制度改革の一環として漸く2003年に国連国際商取引委員会国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）に準拠した仲裁法が制定されたことにより、この問題は解決され、今後、仲裁がわが国で裁判外紛争解決手続の中核として特に国際商事紛争の解決に活用されることが期待されている。

このような状況において、わが国で仲裁を法学部、法科大学院のカリキュラムに取り入れて教育を行う場合、その教育には何が求められるか、また、具体的に何を教育するか。本稿は、これら法学部・法科大学院での仲裁教育の可能性という問題について、国際商事仲裁実務の視点から考察するものである。

¹ 仲裁が国際商事紛争の解決に訴訟よりも適している理由として、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」いわゆるニューヨーク条約による仲裁判断の国際的通用力、当事者の国籍とは異なる国籍すなわち第三国籍の人を仲裁人に選任することにより確保することができる仲裁人の外観上の独立性が挙げられる。この点については、中村達也『国際商事仲裁入門』10-15頁（中央経済社、2001）中村達也『仲裁法なるほどQ&A』123頁（中央経済社、2004）参照。

² 諸外国の仲裁機関の仲裁件数について、Julian D M Lew, Loukas A Mistelis and Stefan M Kröll, *Comparative International Commercial Arbitration* (Kluwer Law International, 2003), para.3-8によれば、2001年の件数は、649件（アメリカ仲裁協会）731件（中国国際経済貿易仲裁委員会）58件（ドイツ仲裁協会）307件（ホンコン国際仲裁センター）71件（ロンドン国際仲裁裁判所）56件（シンガポール国際仲裁センター）74件（ストックホルム商業会議所）55件（オーストリア連邦経済会議所国際仲裁センター）であるとされる。

2. 国際商事仲裁実務の現状

(1) 機関仲裁とアド・ホック仲裁

仲裁教育の可能性という問題を考えるに当たっては、まず、わが国における仲裁実務の現状について見ておく必要がある。仲裁は大別して、機関仲裁とアド・ホック仲裁の2つがあるが、前者の仲裁地が日本国内にある国際商事仲裁には³、日本商事仲裁協会（JCAA）、国際商業会議所（ICC）国際仲裁裁判所による仲裁、日本海運集会所（TOMAC）による海事仲裁がある。まず JCAA が扱う国際仲裁の現状であるが、同機関に対し申し立てられる仲裁事件の件数は年間十数件である⁴。そのいずれもが、稀な例外を除いて、当事者の一方は日本法人である⁵。また、TOMAC の国際海事仲裁についても、年間の申立件数は十数件であるとされる。これに対し ICC 国際仲裁裁判所では、年間の申立件数は、2000 年以降について見ると、500 件以上を超えており、2003 年は同機関に対し 580 件の仲裁が申し立てられているが、そのうち日本の当事者の数は、申立人 10 人、被申立人 9 人の合計 19 人であり、また、仲裁地国が日本である件数は僅か 4 件で、そのいずれもが当事者の合意によるものである⁶。したがって、日本で行われている ICC 仲裁の件数は、JCAA 仲裁と比べても少なく、また、ICC 仲裁を利用する日本の当事者は、日本よりも外国でより多くの仲裁手続を行っている⁷。これら 3 つ機関仲裁以外に仲裁地が日本国内にある機関仲裁がどの程度あるのかは、公表されたデータがなく、実情を把握することはできないが、当事者が外国仲裁機関を利用して日本で仲裁を行うことは、格別の理由がない限り考えられず、仮に利用しているとしても、その数は僅かであろう。他

³ 「わが国における仲裁実務」という場合、仲裁地が日本国内にある仲裁を指すことになるが、仲裁手続が必ず日本国内で行われるか、というと、仲裁法 28 条は、仲裁廷が、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁地以外の適当と認めるいかなる場所においても仲裁手続を行うことができる旨規定しているので、この規定からは、仲裁地が日本国内にあっても仲裁手続が外国で行われることはあるが、現実には、仲裁地がたとえば東京である場合、特別な事情がない限り、仲裁手続は東京で行われることになる。

⁴ 協会設立以来年 40 数年間申立件数は一桁であったが、1997 年になって初めて二桁の十数件となり、2004 年は 21 件となった。

⁵ 過去 10 年間で、日本の子会社ではない外国法人同士の契約上の紛争が仲裁条項に基づき JCAA 仲裁に付託された例は 2 件あるに過ぎない。

⁶ ICC International Court of Arbitration Bulletin Vol.15, No.1 (Spring 2004), at 7.

⁷ 2000 年は、日本の当事者の数は 7 人、仲裁地国が日本の件数は 2 件（いずれも当事者が指定）、2001 年は、日本の当事者の数は 31 件、仲裁地国が日本の件数は 4 件、2002 年は、日本の当事者の数は 23 件（いずれも当事者が指定）、仲裁地国が日本の件数は 2 件（いずれも当事者が指定）であると報告されている。See ICC International Court of Arbitration Bulletin Vol.12, No.1 (Spring 2001), at 5; ICC International Court of Arbitration Bulletin Vol.13, No.1 (Spring 2002), at 5; ICC International Court of Arbitration Bulletin Vol.14, No.1 (Spring 2003), at 5.

方、アド・ホック仲裁についても、その統計データはなく、実情を知る由がないが、機関仲裁に比べてより多くの仲裁が行われているとは思われない。

以上、わが国の国際商事仲裁実務の現状についてごく簡単に見たが、わが国の国際商事仲裁事件の件数は、機関仲裁、アド・ホック仲裁のすべてを足しても年間 50 件を超えることはないものと推測され、諸外国に比べてわが国では国際商事仲裁の利用が低迷していることは否めない。

(2) 国際商事仲裁実務の不振の原因

(1) で見たように、わが国の国際商事仲裁実務は諸外国に比べて低迷しているが、その要因については、これまで、仲裁関連法制の整備の遅れ、仲裁制度に対する一般的認識、理解の低さ、仲裁人の給源の不足、地理的・言語的特殊性などが指摘されてきた⁸。法の整備については、仲裁法の制定により一応解決されたわけであるが、その他の原因については、解決がされているとは言えない。の問題は、企業の担当者レベルでも、仲裁と調停の違いといった初歩的な事柄であっても十分な理解がされていない面があり、日本企業の担当者が、紛争が生じて契約の相手方から仲裁を申し立てられて初めて仲裁条項の存在に気づくといったことも現実に生じており⁹、このような仲裁に対する認識・理解の低さが、本来であれば日本を仲裁地とする仲裁が相手国に持つていかれているケースが相当数あるようにも思われる。の問題については、諸外国に比べて、わが国においては、日本人はもとより外国人についても、諸外国に比べて国際商事仲裁の専門家が十分に確保されているとは言えず、また、については、地理的特殊性という問題は如何とも仕様がなないが、言語的特殊性という問題は克服することができない問題ではない¹⁰。

3 . 教育の目的 - 教育に何が求められるか？

2 で見たわが国の国際商事仲裁実務の現状を踏まえ、大学教育では何が求められるだろうか。まず、わが国の国際商事仲裁実務が不振である原因の 1 つである仲裁制度に対する一般的認識・理解の低さという問題に対しては、仲裁、特に国際商事仲裁制度の啓蒙が必要であると考え。そのためには、法学教育の一環としても、仲裁制度の啓蒙のための教育が行われるべきである。また、国際商事仲裁実務の発展にとってそれを支える理論的研究は必須であり、大学教育

⁸ 中村達也「わが国における国際商事仲裁の現状と今後 - 活性化のための課題 - 」法律のひろば 57 巻 4 号 41 頁 (2004)。

⁹ 日本企業から JCAA に寄せられる照会の中には、このような初歩的な内容のものも少なくない。

¹⁰ ここで取り上げた要因の詳細は、中村・前掲注 (7) 41 頁以下参照。

においては、仲裁実務に即した高度の研究を行うための教育が求められる。わが国では、これまで訴訟法学者、国際私法学者が中心となって研究が行われてきたが¹¹、諸外国に比べてそれが十分であるとは言えない。さらに、国際商事仲裁実務に必要な仲裁人の給源が十分に確保されていないという問題があるが、この問題に対しては、仲裁人の養成が必要となる。近時わが国でも、仲裁人の養成・研修を重要な目的とした日本仲裁人協会が2003年10月に設立され、同協会では2004年に第1回仲裁人研修講座が開講されている¹²。また、英国仲裁人協会（Chartered Institute of Arbitrators）が東アジア支部および日本小委員会と合同で東京において仲裁人研修コースを実施している¹³。このように仲裁人の養成は既に始められているが、これらに加えて、大学教育においても、仲裁教育を広く捉えれば、その教育の一環として取り入れることは検討に値しよう。

また、この仲裁人養成と関連して、メディエーター（mediator）の養成も求められている。というのも、国際商事紛争の解決手続として仲裁は不動の地位を有しているが、近時、仲裁の訴訟化という問題が指摘され、特に仲裁手続に要する時間の長期化と費用の高額化という問題に対し、メディエーション（mediation）が注目され、仲裁手続の前、あるいはその途中で、当事者がメディエーションを試み、それによって紛争が短期間に解決されており、国際商事紛争の解決手続として重要な役割を果たしつつあるからである¹⁴。また、メディエーションは、促進型（facilitative style）と評価型（evaluative style）の2つに大別されるが¹⁵、後者の和解案を提示するタイプは、仲裁人が和解の斡旋を行う場合にも用いられ、仲裁人養成の一環としても、メディエーションの技法は必要となる。

4. 教育の現状

次に、わが国の仲裁教育の現状について見ると、まず、現在の法学部、法科大学院で仲裁をカリキュラムに取り入れているものは極めて少ない¹⁶。仲裁人の

¹¹ その代表例として、仲裁研究会がある。同研究会は、昭和59年に菊井維大、小山昇、三ヶ月章の諸教授を中心に発足し、仲裁に関し広く精力的に研究が行われ、その成果は、『仲裁法の立法的研究 - 仲裁法試案とその解説』別冊NBL25号（商事法務研究所、1993）、『現代仲裁法の論点』松浦馨=青山善充編（有斐閣、1998）、『仲裁法試案2001年改訂』（日本海運集会所、2001）として刊行されている。

¹² 日本仲裁人協会のウェブサイト< <http://arbitrators.jp/>>参照。

¹³ 2004年開催のコースについては、JCAジャーナル51巻3号83頁（2004）参照。

¹⁴ 中村・前掲注（1）179頁参照。

¹⁵ 中村・前掲注（1）118頁参照。

¹⁶ 例えば、法学部で仲裁を講義科目として置いている大学として、西南学院大学がある。同大学では「国際商事仲裁」を講義科目として、また、国土館大学では「国際裁判外紛争処理法」という講義科目で国際商事仲裁が講義されているが、仲裁を講義科目とする大学、

養成に関しては、3で述べたように、日本仲裁人協会が仲裁人の研修講座を実施しているほか、英国仲裁人協会も独自のコースを日本で開講しているが、大学で実施しているものはない¹⁷。また、上智大学、大阪大学が中心となって2001年から毎年実施されている大学対抗交渉コンペティション「インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション」において、模擬交渉と併せて模擬仲裁が行われている¹⁸。これは仲裁人養成を目的とするものではないが、学生参加型の仲裁教育として一応の評価ができよう¹⁹。他方、大学における研究活動としては、近時の例として、例えば、名城大学法学研究科・社会経済紛争研究所プロジェクト「アジア・オセアニア国際商事仲裁制度の活性化の条件と方策」が挙げられる。このほか、2004年10月には、訴訟法学者が中心となって仲裁に関し本格的に研究を行う仲裁ADR法学会が設立されている。また、仲裁機関であるJCAAにより、定期的に時機に適った国際商事仲裁実務に関する国際仲裁シンポジウムが開催されている。

5. 教育の内容 - 何を教育するか？

3で見たように、まず、学部レベルでは、法学部を中心に他学部の学生も対象とする仲裁の啓蒙教育が必要となる。この教育は、高度な専門知識ではなく仲裁制度の基本的知識の習得を目指すものである。具体的な講義内容としては、仲裁の意義、訴訟、仲裁以外のADRとの違い、仲裁のメリット、仲裁機関の役割、仲裁条項のドラフティング、また仲裁法、ニューヨーク条約についての基礎知識といったところになる。学生が仲裁と調停の違い、国際ビジネスにお

法科大学院は未だ少ないのが現状である。これに対し、訴訟大国であるアメリカでは、仲裁も広く民事紛争解決のために用いられているが、多くのロースクールにおいて、仲裁がカリキュラムに取り入れられている。Stephen J. Ware, Teaching Arbitration Law, *The American Review of International Arbitration*, Vol.14(2003), at 231によれば、アメリカのロースクール116校で仲裁が単独のカリキュラムとして開講されているとされる。

¹⁷ アメリカのロースクールでは、仲裁法の教育は、あくまでも弁護士養成のためであって、仲裁人養成を目的とするものではないとされる。Ware, *supra* note 15, at 233 参照。もっとも、調停に関しては九州大学法学研究院附属紛争管理研究センターで、調停人のトレーニングが行われている。同センターのウェブサイト<<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~cms/>>参照。参照。

¹⁸ 同コンペティションについては、その公式ウェブサイト<<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter/index.html>>参照。また、大会の概要については、森下哲郎「第2回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション」法学教室282号108頁(2004)参照。

¹⁹ もっとも、模擬仲裁は、国際商事紛争の事例について参加大学の学生チームが申立人と被申立人に分かれて、用意された争点について主張を戦わせるが、仲裁手続固有の問題は取り上げられておらず、学生による法律討論という色彩が強い。

ける仲裁の重要性といったことだけでも正確に習得すれば、この目的はかなりの程度達せられるのではなかろうか。第2に、法科大学院の学生を中心に高度の専門教育を行う必要がある。この教育では、仲裁、特に国際商事仲裁実務の諸問題に対する理論的研究のための教育が求められる。現在、UNCITRALの仲裁作業部会で国際商事仲裁モデル法に関する諸問題が審議されているが²⁰、これらも取り上げるテーマに含まれよう。講義で使用するテキストとしては、国際商事仲裁の概説書、例えば、Julian D M Lew, Loukas A Mistelis and Stefan M Kröll, *Comparative International Commercial Arbitration* (Kluwer Law International, 2003)、あるいは、Alan Redfern and Martin Hunter, *Law and Practice of International Commercial Arbitration* (Sweet & Maxwell, 3rd ed. 1999) が、網羅的であり、最新の判例も引用しており、適当であると考えられ、また、講義も概ねこれらのテキストに沿う形となろう。また、法科大学院における弁護士養成という視点からは、この専門教育により高度の実践的な教育を盛り込む必要がある。第3に、仲裁人の養成については、仲裁の申立てから仲裁人の選任、審理手続、仲裁判断までの一連の具体的な仲裁手続の進め方を習得することを目的とするものであるから、その方法は講義だけではなく、ロールプレイングを採り入れた受講者が自ら体験する実践教育による方法が採られることになろう。したがって、教員は研究者では不十分で実際に仲裁実務を経験している実務家が当たることになる。また、これらの教育と密接不可分である研究の分野については、わが国は決して先進国ではなく、外国の研究者、実務家とのシンポジウム、ワークショップを通じた情報交換、共同研究といった国際化を推進していく必要がある。

6. 教育の可能性 - 課題

以上、本稿で見たように、国際商事仲裁実務の視点から見ても、法学部、法科大学院での仲裁教育に期待するところは大きく、大学教育の実践を通じて国際商事仲裁実務は活性化し、その結果仲裁教育は更に深化、高度化し、両者は相乗的に発展していくものと思われる。法学部、法科大学院における仲裁教育は、啓蒙、研究という目的が中心となるが、それに併せて、仲裁人養成が考えられるが、この仲裁人養成に関しては、国際商事仲裁で通用する人材を育成するには、仲裁の専門知識があるだけでは不十分で、仲裁人には、仲裁手続で使用される言語、すなわち国際商事仲裁で広く使用されている英語に関して、ネイティブと同レベルの語学力が求められ、実務の現状を見るに、両者を兼ね備えた日本人の仲裁人候補者は相当限られているように思われる。この言語の問

²⁰ UNCITRAL ウェブサイト <http://www.uncitral.org/en-index.htm> 参照。

題は、2 で見たわが国の国際商事仲裁実務の不振の要因の1つとしても従来から指摘されてきたことではあるが、現実には深刻な問題である。特に外国で仲裁人として活躍するには、語学が必須科目となる。したがって、仲裁教育と併せ、またそれ以上に語学教育を充実させる必要がある。これは仲裁の分野に限ったことではないが、いわば私的裁判官である仲裁人には、ネイティブと同程度の語学力が求められることは論を俟たない。